

令和7年10月 街頭労働相談日程表

実施日	時間	場所	最寄り駅	担当所
10月10日(金)	11:00～15:00	都営大江戸線 上野御徒町駅構内	都営大江戸線 上野御徒町駅	労働相談情報センター 亀戸事務所
10月17日(金)	12:00～17:00	新宿駅西口広場 イベントコーナー	JR・都営地下鉄・ 東京メトロ・京王・ 小田急線 新宿駅	労働相談情報センター
10月22日(水)	12:00～17:00	JR 大崎駅南口改札前 夢さん橋	JR・りんかい線 大崎駅	労働相談情報センター 大崎事務所
10月24日(金)	11:30～16:00	JR 立川駅 北口デッキ	JR 立川駅	労働相談情報センター 多摩事務所
10月28日(火)	11:00～15:00	池袋駅西口 東武ホープセンター 地下1階通路	JR・東京メトロ・東 武・西武線 池袋駅	労働相談情報センター 池袋事務所



(過去の街頭労働相談の様子)

(※1) スポットワークの注意点

空いた時間に働けることなどから、最近利用者が急増しているスポットワーク。就労先とのトラブルを防ぐため、労働契約締結時や就労時の注意点を事前に確認しておくことが大切です。

(※2) 所得税の年収の壁・年金制度改正法

令和7年度税制改正により、いわゆる年収103万円の壁が引き上げられました(令和7年12月1日施行)。

また、年金制度改正法が成立し、社会保険の加入対象が今後段階的に拡大されます。短時間労働者の賃金要件や企業規模要件の撤廃などにより、中小企業の短時間労働者などが社会保険に加入し、将来の年金増額などのメリットが受けられるようになります。

～ 東京都労働相談情報センターでは、電話によるご相談も受け付けております ～
月～金 9:00～20:00、土 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

東京都ろうどう110番

0570-00-6110

東京都 LINE 電話労働相談



左記コードを読み取り、友だち登録をして下さい